

広島県告示第九百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十一年十一月九日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年十月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

瀬野川福富本郷線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市志和町大字志和堀字長尾山七五五番 二地先から 東広島市志和町大字志和堀字長尾山七七七番 一地先まで		四・一〇 八・六〇	一七三・三〇		
	四・一〇 一四・一〇 四八・五〇	一七三・三〇 一三七・五〇		ダブルウェイ	